

放射性物質汚染対処特措法施行規則第二十八条及び第三十条の一部を
改正する省令案等の概要

平成 28 年 1 月 26 日

1. 背景

- ① 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 23 条において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が適用される廃棄物であって、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。）を「特定一般廃棄物」及び「特定産業廃棄物」と定義している。8,000 Bq/kg を超える廃棄物は指定廃棄物に該当し、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物には該当しないため、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度としては 8,000 Bq/kg 以下が想定される。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の具体的な要件は、平成 24 年 12 月 9 日に施行された平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 34 号。以下「改正省令」という。）により、6,400Bq/kg を超えるおそれのない地域と廃棄物について、図 1 のとおり見直しが行われたところである。

施設の種類	廃棄物の種類及び性状	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)	○		○	△	○	○	○	△	△	△		△
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)	△		○	△	△	△	△	△	△	△		△
(2)イ 公共下水道及び流域下水道施設(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)			○	△	△	△	△	△	△	△		
	流動床炉以外から生ずるばいじん			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道施設(脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥			○		△							
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥	△		○	△	○	△	△	△	△	△		△
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻 ばいじん	△ ○	△ ○	△ ○	○ ○	△ ○	△ ○	△ ○	△ ○	△ ○	△ ○		
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥			△									
—	廃稲わら	○	○		○		○						
—	廃堆肥	○	○		○		○						
—	除染廃棄物												(除染実施区域内)
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物												(地域限定なし)

図1 現行の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件

* : 島しょ部を除く

※ : 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含む。

○ : 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

△ : 平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物
出典:「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」(環境省、平成25年3月第2版)

- ② 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理には、法第23条の規定により、廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年環境省令第33号。以下「規則」という。)で定める特別処理基準が適用される。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行う中間処理施設・最終処分場については、法第24条の規定により、廃棄物処理法に基づく維持管理基準のほか、規則第33条又は第35条で定める特別の維持管理基準が適用される。
- ③ これは、安全評価により、事故由来放射性物質(セシウム134・137)の放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能であると考えられるが、廃棄物処理法に基づく通常の基準に加えて、入念的に、事故由来放射性物質による汚染に対処するための特別な基準を適用することにより、より一層の安全確保を図ろうとするものである。

- ④ 改正省令による見直し前の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件は、規則制定前に得られた調査結果等を基に、事故由来放射性物質による一定程度に汚染された廃棄物が多量に排出されるおそれのある地域を廃棄物の種類ごとに特定して設定していた。具体的には、原則として、事故由来の放射性物質の放射能濃度が 6,400 Bq/kg を超える廃棄物が過去に排出された地域を都道府県単位で特定しており、当初は廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度等のデータに限りがあったため、安全側に立って広範な地域が対象となっていた。
- ⑤ そこで、前回の要件見直し時においては、規則制定後に得られた知見を踏まえ、事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400 Bq/kg を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度汚染された廃棄物の多量排出が見込まれないと考えられる都道府県については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の対象地域から外すことを基本として要件の見直しを行った。
- また、上記と同様の条件に該当する特定の構造の施設・廃棄物の種類についても、当該施設・廃棄物の種類を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件から除外することとした。
- ⑥ 今般、前回の要件の見直し以降に得られた追加的な知見に基づき、対象地域等を見直し、更なる規制の合理化を図ることとしたい。

2. 要件見直しの考え方

① 対象地域（都道府県単位）の考え方（ばいじんを除く。）

改正省令の公布後に得られた追加的な知見を踏まえ、平成 26 年度において事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400 Bq/kg を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる都道府県については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の対象地域から外すことを基本として、要件の見直しを行う。

② 対象施設・廃棄物の種類の考え方（ばいじんを除く。）

さらに、平成 26 年度において事故由来放射性物質の放射能濃度が 6,400 Bq/kg を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる特定の構造の施設・廃棄物の種類についても、当該施設・廃棄物の種類を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件から除外することとする。

③ 個別施設ごとの確認の考え方（放射性セシウムの溶出率が低い廃棄物に関して。）

また、①・②で除外されない福島県内の公共下水道及び流域下水道施設（焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設）から排出される焼却したもの（ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る。）及び福島県内の廃棄物処理施設である焼却施設の焼却灰その他燃え殻については、6,400 Bq/kg を超える廃棄物が排出される施設が限られてきていることから、6,400 Bq/kg を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる施設については、事業者の申請に基づき、実態を確認したのち個別施設ごとに対象外とする。

④ 個別施設毎の確認の考え方（放射性セシウムの溶出率が高いおそれのある廃棄物に関して。）

一方、公共下水道及び流域下水道施設の流動床以外の焼却設備から排出されるばいじん及び廃棄物処理施設であるの焼却施設から排出されるばいじんについては、放射能濃度の低下により法第 16 条に基づく報告の件数は減少してきているものの、放射性セシウムの溶出率が高い場合があるとの知見が溶出試験等の結果から得られているため、廃棄物最終処分場における溶出についても考慮する必要がある。そのため、これらのばいじんの要件見直しについては、事故由来放射性物質による汚染状態が規則第 33 条又は第 35 条に規定する特別の維持管理基準（特定一般廃棄物・特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準：参考 2 参照）に適合しないおそれが少ない施設である（※）

と環境大臣が告示に定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものについて、事業者の申請に基づき、実態を確認して個別施設ごとに対象外とする。

(※) 当該施設から排出される廃棄物を処分する最終処分場において、排水口における放射能濃度が周辺の公共の水域の水中の放射性セシウムの濃度限度を超えるおそれがない場合。具体的には、セシウム 137 の濃度がセシウム 137 単独の場合の濃度限度値である 90 Bq/L を下回ると考えられる場合で、直近に行った 3 回以上のばいじんの調査の測定結果において、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計値が 900 Bq/kg 以下が目安（参考 6 参照）。

凡例：

前回見直し時（H24. 12/9）に要件から除外

（ただし、H24. 1/1 以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）

要件から除外（今回）

（ただし、H24. 1/1 以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）

引き続き要件に該当

施設の種類	廃棄物の種類及び性状	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		○		○	△	○	○	△	△	△		△
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)	△		○	△	△	△	△	△	△	△		△
(2)イ 公共下水道及び流域下水道施設(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)				☆ ^{※1}	△	△	△	△	△	△		
	流動床炉以外から生ずるばいじん				☆ ^{※1}								
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道施設(脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				○		△						
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		△		○	△	○	△	△	△	△		△
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	△	△	△	☆ ^{※1}	△	△	△	△	△	△		
	ばいじん	☆ ^{※1}											
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				△								
—	廃稻わら	○ ^{※2}	○ ^{※2}		○ ^{※2}		○ ^{※2}						
—	廃堆肥	○ ^{※2}	○ ^{※2}		○ ^{※2}		○ ^{※2}						
—	除染廃棄物												(除染実施区域内) ^{※3}
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物												(地域限定なし) ^{※3}

図 2 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直し概要（案）

※1：引き続き要件に該当するが、一定の条件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じる廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

※2：廃稻わら及び廃堆肥については放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。

※3：除染廃棄物については、施行規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一廃・特定産廃の処理物についても、現行の規定を維持する。

3. その他

水道施設、公共下水道及び流域下水道、工業用水道施設、廃棄物処理施設並びに集落排水施設に係る特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直しにおいては、放射性物質汚染対処特措法の完全施行日（平成 24 年 1 月 1 日）以降に排出された廃棄物に関する、環境大臣へ報告された放射能濃度の調査結果をもとに検討している。このため、これらの施設に係る特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直しは、完全施行日以降に排出された廃棄物を対象に適用することとする。

4. 今後の予定

平成 28 年 3 月頃を目途に公布し、速やかに施行する予定。